

入院時食事療養費について

当院では入院時食事療養費(Ⅰ)・

入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行い、管理栄養士により栄養管理が行われた食事を適時適温で提供しています。

【朝食 8 時・昼食 12 時・夕食 18 時】

食事を提供した場合は 1 食単位で 1 日につき 3 食を限度として算定致します。

○入院時食事療養費の留意点

経管栄養（濃厚流動食）の場合は、以下のように算する場合があります。詳しくは主治医・看護師・管理栄養士にお尋ね下さい。

- ・ 経管栄養を 1 日 4 回に分けて提供した場合：1 日 3 食
- ・ 医師による 1 日給与量の指示がある

2 回提供の場合：1 日 3 食



社会医療法人北九州病院
北九州中央病院